

# 船舶燃料買入仕様書

この燃料は、第八管区海上保安本部に所属する船艇(第八管区海上保安本部以外の海上保安庁各部署に所属する船艇を含む。)用として買入するもので、下記により納入するものとする。

## 記

1 契約件名 A重油買入(敦賀地下タンク:7~9月)

2 品目、規格、単位、数量

品目	規格	単位	予定数量	備考
A重油	JIS K2205 1種1号	リットル	680,000	

※ただし、予定数量はあくまでも当方で予定した数量であり、確約する数量ではないので注意すること。

3 仕様

- (1) ローリー車により指定する地下タンクに納入すること。
- (2) 納入月の納入予定数量が、10,000リットル以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- (3) 燃料油搭載に際しては請負者立会いの上納入し、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。

4 納入場所

敦賀海上保安部 地下タンク

5 納入期間

令和8年7月1日から令和8年9月30日

6 検査

納入完了後、第八管区海上保安本部で任命する検査職員の検査を受けること。

7 支払い条件等

検査合格後、毎月払い  
官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 専用タンクに搭載時、油が流出した場合は、直ちに油除去措置を実施し、担当職員に連絡すること。その際に要した費用はすべて納入業者の負担とする。  
(担当職員とは、敦賀海上保安部管理課職員とする)
- (3) 品目の数量は現時点における予定数量であり、増減する可能性があることを了承のうえ入札書を提出すること

- (4) 物価変動その他経済状況の変動により契約単価が不相当であると認められる場合は、協議のうえこれを変更するものとする。
- (5) 納入日時、数量を指定し発注があった場合は、指定した日時までに開始し、終了すること。(担当者等と調整し、これに応じること。)
- (6) 納品に際し、知り得た事実については、他に漏洩してはならない。

9 仕様に関する問合せ先

第八管区海上保安本部総務部補給課  
0773-76-4100(内線2255)